

告 示

埼玉県告示第三百五十一号

平成二十五年埼玉県告示第四百六十七号（埼玉県の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年五月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

収納代理金融機関の表株式会社群馬銀行の項取扱事務の範囲の欄を次のように改める。

- | |
|--------------------------------------------|
| 一 マルチペイメントネットワーク収納サービスを利用した埼玉県の公金の
収納事務 |
| 二 口座振替による収納事務 |

収納代理金融機関の表株式会社足利銀行の項取扱事務の範囲の欄中「同右」を「埼玉県の公金の収納事務」に改め、同表株式会社八十二銀行の項中「株式会社八十二銀行」を「株式会社八十二長野銀行」に改める。